平成２３年（フ）第７３２号
川崎市多摩区三田１丁目５番地４　ベルエミネンス三田102
債務者　妻沼　優太
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７３４号
川崎市宮前区東有馬４丁目５番13―408号
債務者　木曽夕妙子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２８７８号
横浜市金沢区釜利谷南３丁目18番３号
債務者　山田　　慎
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１４号
静岡県富士市宮下444番地の４、前住所静岡県富士市松岡860番地の３
債務者　谷口　和士
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２６７号
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納20番地14
債務者　宮内　一徳
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２７６４号
神奈川県藤沢市善行団地４番１―404号
債務者　岩渕　孝明
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６６号
静岡県藤枝市平島665番地の１　県営平島団地Ｃ棟103号
債務者　青木さち江
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３８号
栃木県足利市大前町1388番地６　生形ハイツ201
債務者　田村　有基
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後３時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１４２号
栃木県足利市鹿島町104番地１　さつき荘７号
債務者　渡邊　　浩
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第５５６号
静岡県浜松市南区遠州浜３丁目８番16号
債務者　仁建商こと　土屋　　武
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５５７号
静岡県浜松市南区遠州浜３丁目８番16号
債務者　土屋めぐみ
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５８８号
静岡県袋井市青木町５番地　県営袋井団地５棟506号室
債務者　吉田由起子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止決定取消・財産状況報告集会等の決定

次の破産事件について、当庁が平成23年10月４日午後５時にした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間の各決定を、以下のとおりとする。
破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４６８号
愛知県刈谷市野田町西田48番地２　メゾンドヨサミＡ棟102号
債務者　鈴木　説朗
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続廃止決定を取り消す。
3　破産管財人　弁護士　中根　克弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第６４号
宮崎県都城市高崎町縄瀬1580番地
破産者　米沢建設株式会社
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所都城支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第２６号
愛知県瀬戸市八幡台３丁目80番地
破産者　竹村　照彦
1　破産債権の届出期間　平成23年12月22日まで
2　一般調査期日　平成24年１月23日午後３時40分
平成23年11月22日
名古屋地方裁判所民事第２部